

引上げ分の地方消費税収が充てられる  
社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) ・ 引上げ分の地方消費税収 83,000 千円  
(歳出) ・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 1,063,112 千円

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

項目	予算科目			平成 29 年度 当初予算	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	社会福祉費		障害者福祉費	365,991	256,021			16,872	93,098
			老人福祉費	74,276	865		7,037	10,183	56,191
			後期高齢者医療対策費	272,803	45,645		3,802	34,268	189,088
	民生費	児童福祉費	児童措置費	215,678	156,428	27,000	272	4,906	27,072
			児童館運営費	11,061				1,697	9,364
			放課後児童健全育成事業費	27,881	10,028		5,640	1,874	10,339
			児童遊園費	432				66	366
			母子父子家庭医療費	2,024	564			224	1,236
小計 ①				970,146	469,551	27,000	16,751	70,090	386,754
保健衛生	衛生費	保健衛生費	予防費	89,621	1,218		7,598	12,397	68,408
			げんまる 21 推進事業費	3,345				513	2,832
			小計 ②				92,966	1,218	
合計 ①+②				1,063,112	470,769	27,000	24,349	83,000	457,994

※引上げ分は、「社会保障の安定化分」として各経費に按分して充当している。